

第29回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和7年6月11日（水）15：30～17：00
- 2 場 所 青森県庁南棟5階 教育委員会室
- 3 出席者

【審議会委員】

竹 中 孝 委員
斉 藤 まなぶ 委員
西 村 吉 弘 委員
関 谷 道 夫 委員
納 谷 むつみ 委員
加 川 香寿美 委員

【県教育委員会】

下山学校教育課長、ほか学校教育課職員（4名）

4 会議概要

（1）令和6年度のいじめ防止等の取組について

令和6年度の各県立学校におけるいじめ防止等の取組について学校教育課から報告する。

【主な意見】

- ・ いまだに多くの学校の先生がスクールソーシャルワーカーの役割とスクールカウンセラーの役割を混同していると思う。
- ・ 社会福祉士のスクールソーシャルワーカーとしての活用が増えれば、児童生徒の生活により深く介入できることについて、社会福祉士会としても同感である。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、学校から児童生徒の生活面で何か相談があれば、必要に応じてその家庭を訪問し面談を行うなどの活動をする。
- ・ 生徒会を中心に教員の指導を受けながら、こどもたち自身が様々な計画を立て、主体的ないじめ防止の対策を考えているという状況が分かった。
- ・ 生徒自身が主体的に行うことで、先生からの指導を受けるよりも効果があるのではないかと感じた。
- ・ スクールソーシャルワーカーに社会福祉士の導入が進まないのは、その待遇面の問題があると思う。スクールソーシャルワーカーだけでは生活していけないことが、その理由ではないかと考えられるので待遇面での改善をお願いしたい。

（2）令和7年度のいじめ防止等の取組について

令和7年度の「いじめ防止等の取組」（「安心できる学校づくり推進事業」）について学校教育課から報告する。

【主な意見】

- ・ 校内教育支援センターに来るこどもたちは、教室やサポートクラスに行くことさえも難

しい状況にある。このような場所には、本来、専門家が関わるべきではないか。

- ・校内教育支援センターに来るこどもたちの問題がかなりシビアなレベルであれば、結局また、そこでも同じ問題が生じやすくなってくると思うので、専門的に対応できる職員をぜひ配置していただきたい。

(3) 斉藤委員からの情報提供

文部科学省委託事業の不登校の要因分析に関する調査研究の報告書について斉藤委員から情報提供がなされる。

【主な意見】

- ・通常の調査で不登校の理由として挙げられているものが、この調査報告と一致しているかどうか非常に興味深い点である。調査の状況や回答数についても十分な数が集まっており、信憑性がある。
- ・学業不振も不登校の主訴として大きな要因であるが、体調不良が積み重なって不登校に至るケースも多いと考えられる。
- ・睡眠不足は大きな問題になり、いずれは心身の不調へとつながることから、睡眠や生活習慣の確立に重点を置くことで、児童生徒の不登校への介入方法も変わってくる。
- ・きっかけ要因の中でも、健康面に対する介入の可能性はあるのではないかと感じたので、視点によって見解が変わることを強調したい。
- ・きっかけ要因（動的要因）と背景要因（静的要因）を二つに分けて考察し、さらに教員、子ども、保護者といった対象を変えて統計を取っているのは大変興味深い。
- ・現在、学校ではタブレットなどの活用を通じて、こどもの健康に留意する取り組みがかなり進んできているように思う。日々の丁寧な教員の関わりや取組は、長い目で見れば、こどもの成長に影響を与える要素になるのではないか。
- ・メンタルヘルスの問題は、些細な日常生活の習慣がきっかけになることもあると考える。教育現場では、少なくともその部分について教育的に関与して、温かくこどもたちに声をかけていただきたい。
- ・不登校のきっかけになったかどうかということを教員が認識しているかということと、気付くか気付かないかとは話が別かもしれない。おそらく日常は気付いているけれども、それが不登校の直接的な要因になるとは教員はあまり考えていないのではないと思われる。
- ・教員が「気付く」ということと、「不登校の要因として気付く」ということは少し異なるのではないか。
- ・「体調不良の訴え」、「不安・抑うつ訴え」、「居眠り、朝起きられない、夜眠れない」といった状態は、長期間にわたって蓄積されることで不登校につながる場合もあるが、それが直接的な原因とは教員は捉えにくいと思う。
- ・一方で、いじめの被害に関しては、それと不登校が同時に把握されているのであれば、直接的な原因として直結しそうな話であるが、それにもかかわらず、その差が大きいというのは、前述の3つとは異なる意味を持っていると感じた。